船舶事故等調査報告書（軽微）

１	船舶事故	計　34件
２	船舶インシデント	計　 3件
	合　　計	37件

平成２５年3月２９日

船舶事故等調査報告書（軽微）一覧

（仙台事務所）

１　砂利運搬船第百六十八鳳生丸遊漁船MARINE FISHING CLUB衝突

２　漁船第三共進丸漁船秀宝丸衝突

（横浜事務所）

３　モーターボート小野丸乗揚（海苔養殖施設）

４　引船みずほ衝突（岸壁）

５　漁船第三鏡進丸運航不能（舵故障）

６　モーターボートスーパーハワイ同乗者負傷

７　水上オートバイＢ－Ⅱ運航不能（機関損傷）

８　モーターボートシーハイウェー三世乗揚（定置網）

９　水上オートバイレッドシャーク火災

（神戸事務所）

10　自動車運搬船PRESTIGE NEW YORK漁船博丸衝突

11　貨物船 SEAHOPEⅡ漁船第八長久丸衝突

12　貨物船第十八三幸丸衝突（岸壁）

13　モーターボートナンバーワン乗揚

14　貨物船みつひろ５衝突（岸壁）

15　石材砂利運搬船第六拾天栄丸乗揚

（広島事務所）

16　押船光健丸バージこうけん乗揚

17　押船第二十二住力丸バージＳ－２３号乗揚

18　貨物船第十一丸住丸漁船第二白竜丸漁具損傷

19　砂利採取運搬船第参拾宝栄丸作業船第参拾宝栄丸衝突

20　液体化学薬品ばら積船第五十一光輝丸衝突（岸壁）

21　押船第八十八昭栄丸バージ砂川組３号衝突（岸壁）

22　遊漁船光竜丸プレジャーボート髙石丸衝突

23　プレジャーボート紗弥丸乗揚

24　旅客船しらさぎモーターボート奥野丸衝突

25　ロールオン・ロールオフ貨物船第一はる丸衝突（岸壁）

26　押船ツーナス３バージツーナス２乗揚

27　プレジャーボートＡＳＫプレジャーボートきのこ丸衝突

28　プレジャーボート保険丸衝突（かき筏）

（門司事務所）

29　引船第四十八美代丸乗揚

30　漁船光徳丸ゴムボート（船名なし）衝突

31　押船ジェイケイバージＪＫ－１乗揚

（長崎事務所）

32　漁船第７７海鷹乗揚

33　漁船龍神丸モーターボート中村衝突

34　漁船悠季丸運航阻害

（那覇事務所）

35　ヨットSaphia浸水

36　漁船海栄丸漁船町田丸衝突

37　ＬＰＧタンカーいづみ丸乗揚

※下線付き番号はインシデント

船舶事故等調査報告書

平成２５年２月２８日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	２０１２横第１５５号
事故等種類	火災
発生日時	平成２４年８月３０日（木）　１１時３０分ごろ
発生場所	神奈川県逗子市逗子海岸 　神奈川県葉山町所在の葉山港Ａ防波堤灯台から真方位０６２°８９０ｍ付近 　（概位　北緯３５°１７.３′　東経１３９°３４.４′）
事故等調査の経過	平成２４年９月３日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか１人の地方事故調査官を指名した。 　原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数 　船舶番号、船舶所有者等	水上オートバイ　レッドシャーク、５トン未満 　２３５－４２２６６神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	作業者、操縦免許なし
死傷者等	軽傷　１人（作業者）
損傷	船体焼損（全損）
事故等の経過	本船は、逗子海岸において、海の家の作業者によって格納場所から海岸まで移動後、ガソリンを補給して主機を始動したところ、平成２４年８月３０日１１時３０分ごろ機関スペースから炎が噴出した。 　本船の左側にいた作業者は、炎を浴びたため、海に飛び込んだ。 　本船は、付近の海水浴客等によって海水がかけられ、来援した消防員によって鎮火が確認された。
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　南西、風力　３、視界　良好 海象：海上　平穏
その他の事項	本船は、ハンドル前のカバーを開けると右側（操縦席から見た位置を示す。以下同じ。）にキャップ付きの潤滑油補給口が、左側に機関スペースへの空気取入口がそれぞれ開口しており、空気取入口の下部にキャップ付きの燃料補給口があり、その補給口の左側に「FUEL→」と記載されていた。 　海の家の経営者は、客に水上オートバイの遊走を楽しんでもらうため、水上オートバイ（３人乗り）を準備していたが、本事故の数日前に機関に不具合が発生したことから、本船（３人乗り）を所有者から借りていた。 　作業者は、以前から、経営者の指示で水上オートバイに燃料（ガソリン）を補給することがあった。 　作業者は、本事故の前日、経営者から、水上オートバイを格納場所から海岸に出して燃料を補給するように指示を受けた。

	作業者は、本船に燃料を補給するのは初めてであった。 作業者は、燃料を補給するに当たり、補給口を探したが、以前の水上オートバイとメーカーが異なり、同じ位置に補給口がなかったため、ハンドル前のカバーを開けたところ左側に開口部があったことから、そこから燃料約４０ℓを入れた。 経営者は、作業者に対し、不明な点があれば、いつでも問い合わせるように指示していた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	 あり なし なし 本船は、逗子海岸において、燃料のガソリンを補給する際、作業者が、機関スペースへの空気取入口にガソリンを入れ、始動操作を行ったことから、機関スペースに入れられたガソリンの蒸気にスターターの火花が引火して火災が発生したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、逗子海岸において、燃料のガソリンを補給する際、作業者が、機関スペースへの空気取入口にガソリンを入れ、始動操作を行ったため、機関スペースに入れられたガソリンの蒸気にスターターの火花が引火したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・初めて燃料油や潤滑油の補給を行う際には、補給口を間違えないよう、取扱説明書を見たり、経験者に聞くなどしたりして確認すること。